

平成 16 年度食品安全委員会運営計画（平成 16 年 4 月 1 日食品安全委員会決定）の実施状況について

（平成 17 年 2 月 17 日現在）

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況 及 び 今 後 の 課 題
第 1 平成 16 年度における委員会の運営の重点事項	1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第 23 条第 1 項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。 2 特に、初めて年間を通じた委員会の運営が行われる平成 16 年度においては、 ・ 委員会の計画的な運営を図る ・ 前年度に引き続き、会議の公開、適切な情報の提供等に努めることにより、委員会の運営の透明性の確保を図る ・ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討を行うなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図る ・ 委員会に対する国民の認識を高めるとともに、委員会による科学的な食品健康影響評価の結果に基づき、リスク管理措置が講じられるというリスク分析手法の考え方について、国民への浸透・定着を図ることとする。	平成 16 年度においては、平成 16 年度食品安全委員会運営計画に基づき、委員会の計画的な運営に努めているが、今後は、各専門調査会も含めた計画的かつ効率的な運営をより一層推進する必要がある。 また、平成 16 年 4 月から 17 年 2 月 17 日までに開催した 44 回の委員会会合をすべて公開で開催し、配付資料及び議事録を公表するなど、委員会の運営の透明性の確保に努めている。 さらに、「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策」について、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件としてプリオン専門調査会において審議を進め、16 年 9 月 9 日の第 61 回委員会会合において「中間とりまとめ」を了承し、同日付けで厚生労働省及び農林水産省に通知したほか、おおむね 6 ヶ月ごとに委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討を行うなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図っている。 このほか、関係各省等と連携して全国各地で意見交換会を開催し、委員会に対する国民の認識の向上や、リスク分析手法の考え方の国民への浸透・定着に努めるとともに、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供に努めているが、特に国民の関心が高いテーマについては一層の推進が必要である。
第 2 委員会の運営全般	1 会議の開催 ① 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日 14 時から、公開で、委員会会合を開催する。 ② 企画専門調査会の開催 ・ 「平成 15 年度の食品安全委員会の運営のあり方について」（平成 15 年 10 月 29 日企画専門調査会意見）のフォローアップ、平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（6 月ごろ） ・ 基本的事項のフォローアップ（12 月ごろ） ・ 平成 17 年度食品安全委員会運営計画の審議（平成 17 年 2 月ごろ） ・ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討（少なくとも 6 ヶ月ごと）	平成 16 年 4 月から 17 年 2 月 17 日までに、44 回の委員会会合を、原則として毎週木曜日 14 時から開催し、これらすべてを公開で開催した。 企画専門調査会においては、平成 16 年 6 月 22 日に第 7 回会合を開催し、平成 15 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議し、その中で、「平成 15 年度の食品安全委員会の運営のあり方について」のフォローアップを行うとともに、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第 1 回）を行い、「食中毒の原因菌であるリステリア」等 6 件を委員会が自ら評価を行う案件の候補として選定した。 また、17 年 1 月 14 日に第 8 回会合を開催し、委員会の最近の運営状況の報告及び基本的事項のフォローアップを行うとともに、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第 2 回）を行った。 さらに、2 月 18 日に第 9 回会合を開催し、前回に引き続き、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第 2 回）を行うとともに、平成 17 年度食品安全委員会運営計画について審議する予定である。 ※ 平成 16 年 4 月から 17 年 2 月 17 日までに 2 回開催した。

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催 遺伝子組換え食品等国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを中心に、リスクコミュニケーションの在り方等について検討するため、リスクコミュニケーション専門調査会を毎月１回程度開催する。	リスクコミュニケーション専門調査会においては、平成１５年度から引き続き「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）」について審議・取りまとめを行い、４週間の国民からの意見募集を経て、平成１６年７月１日の第５１回委員会会合において決定された。 本報告書において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について、８月３０日の同専門調査会第１０回会合以降、引き続き審議を重ねているところである。 ※ 平成１６年４月から１７年２月１７日までに５回開催した。																																										
④ 緊急時対応専門調査会の開催 ・ 危害要因別の個別マニュアルの検討（６～７月以降）	緊急時対応専門調査会においては、平成１６年７月１４日及び１１月５日に会合を開催し、危害要因別の個別マニュアルについて、危害要因の分類に関する審議を行い、１２月２１日の第８回会合以降、食中毒に係る個別マニュアル案の検討を行っているところである。 ※ 平成１６年４月から１７年２月１７日までに４回開催した。																																										
⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。	平成１６年４月から１７年２月１７日までの各専門調査会の開催回数は以下のとおりである。 <table><tr><td>・ 添加物専門調査会</td><td>１１回</td><td></td></tr><tr><td>・ 農薬専門調査会</td><td>１６回</td><td></td></tr><tr><td>・ 動物用医薬品専門調査会</td><td>１１回</td><td>※</td></tr><tr><td>・ 器具・容器包装専門調査会</td><td>４回</td><td></td></tr><tr><td>・ 化学物質専門調査会</td><td>１回</td><td></td></tr><tr><td>・ 汚染物質専門調査会</td><td>５回</td><td></td></tr><tr><td>・ 微生物専門調査会</td><td>１回</td><td></td></tr><tr><td>・ ウイルス専門調査会</td><td>０回</td><td></td></tr><tr><td>・ プリオン専門調査会</td><td>１２回</td><td></td></tr><tr><td>・ かび毒・自然毒等専門調査会</td><td>３回</td><td></td></tr><tr><td>・ 遺伝子組換え食品等専門調査会</td><td>１２回</td><td></td></tr><tr><td>・ 新開発食品専門調査会</td><td>１２回</td><td></td></tr><tr><td>・ 肥料・飼料等専門調査会</td><td>１回</td><td>※</td></tr><tr><td>・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会</td><td>３回</td><td></td></tr></table> （薬剤耐性菌に関するWG） ※印については、合同専門調査会の開催回数を除外している。	・ 添加物専門調査会	１１回		・ 農薬専門調査会	１６回		・ 動物用医薬品専門調査会	１１回	※	・ 器具・容器包装専門調査会	４回		・ 化学物質専門調査会	１回		・ 汚染物質専門調査会	５回		・ 微生物専門調査会	１回		・ ウイルス専門調査会	０回		・ プリオン専門調査会	１２回		・ かび毒・自然毒等専門調査会	３回		・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	１２回		・ 新開発食品専門調査会	１２回		・ 肥料・飼料等専門調査会	１回	※	・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会	３回	
・ 添加物専門調査会	１１回																																										
・ 農薬専門調査会	１６回																																										
・ 動物用医薬品専門調査会	１１回	※																																									
・ 器具・容器包装専門調査会	４回																																										
・ 化学物質専門調査会	１回																																										
・ 汚染物質専門調査会	５回																																										
・ 微生物専門調査会	１回																																										
・ ウイルス専門調査会	０回																																										
・ プリオン専門調査会	１２回																																										
・ かび毒・自然毒等専門調査会	３回																																										
・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	１２回																																										
・ 新開発食品専門調査会	１２回																																										
・ 肥料・飼料等専門調査会	１回	※																																									
・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会	３回																																										
２ 平成１５年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成１７年度食品安全委員会運営計画の作成 ① 平成１５年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（６月ごろ） 平成１５年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。	平成１６年６月２２日に開催された企画専門調査会第７回会合において、平成１５年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議を行い、７月１日に開催された第５１回委員会会合においてこれを決定した。																																										

	② 平成１７年度食品安全委員会運営計画の作成（平成１７年２～３月ごろ） 平成１７年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。	平成１７年２月１８日に開催予定の企画専門調査会第９回会合において、平成１７年度食品安全委員会運営計画（案）について審議し、国民からの意見の募集を行った上で、委員会において取りまとめる予定である。
第３ 食品健康影響評価の実施	１ 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成 「飼料添加物あるいは動物用医薬品として使用される抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の指針」（仮称）を、６月ごろを目途に策定する。 また、特定保健用食品の食品健康影響評価についての考え方を整理するほか、逐次、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに安全性を評価するための基準を策定する。	平成１６年４月から１７年２月１７日までに、以下の３つの食品健康影響評価に関するガイドラインを策定した。今後とも、必要に応じ、ガイドラインの策定に努めることとしている。 ① 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（平成１６年５月６日委員会決定） ② 特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方（平成１６年７月２１日新開発食品専門調査会決定） ③ 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成１６年９月３０日委員会決定）
	２ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討 委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。 これらの情報・意見等について、少なくとも６ヶ月ごとに企画専門調査会に報告し、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると懸念される場合には、その旨を委員会に報告する。委員会は、この報告を受けて、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行うことを決定する。 また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、わかりやすく解説する。 なお、委員会は、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、企画専門調査会の報告がなくても、自ら食品健康影響評価に着手することができる。	平成１６年６月２２日に開催された企画専門調査会第７回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第１回）を行い、候補とされた６件について７月１５日の第５４回委員会会合において審議を行った。その結果、これら６件のうち、「食中毒の原因菌であるリステリア」、「牛等の成長促進剤として使用される性ホルモン（プロゲステロン、安息香酸エストラジオール）」及び「放射線照射食品」については、更に詳細な科学的データを収集した上で、委員会で改めて今後の対応を検討することとなり、「Ｑ熱の原因菌」、「食品に含まれるトランス脂肪酸（冠動脈疾患との関係）」及び「アルコール飲料の妊婦及び胎児への影響」については、国民に正しい情報を提供するため、科学的知見を整理したファクトシートを作成することとなった。 その後、これらについて科学的データの収集やファクトシートの作成作業等を行い、１２月１６日の第７４回委員会会合において審議を行った結果、「リステリアを含む食中毒原因微生物」について、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象として決定するとともに、「Ｑ熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」の３件のファクトシートを決定し、ホームページ上で公表している。 また、１７年１月１４日に開催された企画専門調査会第８回会合において、委員会の最近の運営状況の報告及び基本的事項のフォローアップを行うとともに、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第２回）を行った。 今後、２月１８日に開催予定の企画専門調査会第９回会合において、引き続き、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第２回）を行った後、委員会会合において審議する予定である。
	３ 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理 既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価	平成１６年４月から１７年２月１７日までに、厚生労働省、農林水産省及び環境省から、９０品目について食品健康影響評価の要請を受けたところである。平成１５年度に評価要請を受けたものも含め、各専門調査会及び委員会において、

	を着実に実施する。 平成１５年中に食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の作成の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成１６年６月ごろまでを目途に食品健康影響評価を終了できるよう努める。なお、清涼飲料水に関しては、検討すべき対象物質が膨大であるため、平成１６年度中を目途に食品健康影響評価を終了できるよう努める。 ただし、専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。	着実に食品健康影響評価を行い、７６品目について評価結果を取りまとめ、各省に通知した。 また、清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価については、１６年５月１１日に開催された汚染物質専門調査会第４回会合並びに１２月１５日に開催された農薬専門調査会第２１回会合及び１７年１月１２日に開催された同専門調査会第２２回会合において審議を行っており、今後も引き続き審議を行うこととしている。
	４ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査（１回目：４～６月ごろ） 委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省及び農林水産省に対し、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。１回目の調査の結果については、６月ごろを目途に取りまとめる。	平成１５年７月から１６年３月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（１０分野、６３品目）について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、両省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する第１回目の調査を行い、１６年６月１７日の第４９回委員会会合においてその結果を報告した。 また、第２回目の調査として、同年４月から９月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（８分野、３９品目）について同様の調査を行うとともに、第１回目の調査対象である評価品目に係る継続調査も行い、１２月１６日の第７４回委員会会合においてそれらの結果を報告した。 今後も、定期的に当該調査を行うこととしている。
第４ リスクコミュニケーションの促進	１ 意見交換会等の開催 平成１６年４月中を目途にリスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめられる予定の「我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題（仮称）」を踏まえ、引き続き食のリスクコミュニケーションの推進を図るため、平成１６年度においては、同専門調査会における議論を踏まえながら、関係府省が連携して、全国各地で意見交換会を１０回程度開催する。 この意見交換会においては、遺伝子組換え食品等国民の関心が高いものや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているものを取り上げるとともに、食品安全基本法の施行に伴い導入されたリスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。 また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を１０回程度実施する。 さらに、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催する。	平成１６年７月１日の第５１回委員会会合において決定された「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、同年４月以降、関係各省等と連携して全国各地で１００回以上の意見交換会を開催した。 これらの意見交換会においては、日本における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策のほか、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針案、健康食品、農薬、アクリルアミドなどをテーマとして取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても関係者への浸透・定着に努めた。 また、地方公共団体との連携を強化し、全国的なリスクコミュニケーションの更なる推進を図るため、地方公共団体との共催による意見交換会を８回開催した。 今後も、より効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るため、リスクコミュニケーション専門調査会の議論を踏まえ、意見交換会における適切なテーマの設定や実施方法の向上に努めていく必要がある。
	２ 全国食品安全連絡会議の開催（夏ごろ） 委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、全国１２７自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。 この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明	平成１６年９月１７日に平成１６年度全国食品安全連絡会議を開催し、ＢＳＥ対策に関する中間とりまとめについての講演、委員会や地方公共団体（群馬県、埼玉県、和歌山県及び東京都大田区）の取組についての報告を行った後、意見交換を行った。その際、委員会から、幅広く国民に対する情報提供を行うための委員会と地方公共団体との連携などについて理解と協力を求めた。

を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等についても報告していただき、幅広い観点から意見交換を行うこととする。	今後、より具体的に連携可能な分野や方法について、模索していく必要がある。
3 食品安全モニターの依頼等 4月上旬に食品安全モニター470名を依頼し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等について、情報や意見を提出していただくとともに、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、7月から9月ごろにかけて、北海道・東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を合計7回程度開催する。 なお、食品安全モニターの人選に当たっては、平成15年度食品安全モニターの経験を生かす観点から、一定の範囲内で再任を妨げないこととする。	平成16年度食品安全モニターについては、平成16年4月9日に応募総数1,430名の中から470名（うち再依頼者164名）を依頼し、食品安全行政等に関する意見等について523件の随時報告を受け付け、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において報告した。さらに、「食の安全性に関する意識調査」、「食の安全性に関する用語集について」及び「食品安全委員会のこれまでの取組等について」の課題報告を実施し、その結果について委員会に報告するなど、委員会の取組に対する参考とした（「食品安全委員会のこれまでの取組等について」は、平成17年2月18日に開催予定の企画専門調査会第9回会合に報告予定）。 また、食品安全モニターに対し委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、意見交換を行うため、全国8会場で10回（東京3回、札幌、仙台、名古屋、京都、大阪、岡山及び福岡各1回）の食品安全モニター会議を開催した。 今後も引き続き、委員会の取組に資するよう、適切な課題報告のテーマ設定等に努めていく。
4 情報の提供・相談等の実施 わかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、ホームページの充実を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じ、一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。 また、BSEや鳥インフルエンザ等国民の関心が高いテーマを取り上げ、正確でわかりやすい情報の発信に努めることとする。	委員会のホームページについては、平成16年4月5日に全面的なリニューアルを行い、トピックスの作成や検索機能の付加など、内容や使い易さの改善に努めた（16年4月1日～17年1月31日までのアクセス件数：349,136件）。 また、食の安全ダイヤルを通じて、一般消費者等から642件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載した。 さらに、ホームページ上に、トピックスとして、BSE、鳥インフルエンザ、リステリアを始めとした食中毒菌等、ファクトシート（「アクリルアミド」、「Q熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」）などを整理し、わかりやすい情報発信に努めた。これに加えて、紙媒体によるわかりやすい情報発信を図るため、季刊誌「食品安全」を発行し、BSEについて「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について－中間とりまとめ－」の内容をわかりやすく解説した特別号を発行するとともに、鳥インフルエンザやリステリアを始めとした食中毒菌等についても掲載した。 このほか、意見交換会等において参加者の理解を促進するため、「食品の安全性に関する用語集」を作成・配布した。 今後も引き続き、キッズボックスやファクトシートの更なる充実、季刊誌における適切なテーマの設定等に努めていく。
5 リスクコミュニケーションに係る事務の調整	毎月2回程度、リスクコミュニケーション担当者会議を開催し、委員会及びリ

	委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月２回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。	リスク管理機関が開催する意見交換会の開催の時期、テーマ、具体的内容、方向性等について必要な調整を行った。 今後も引き続き、リスク管理機関との連携を図りながら、食品に関するリスクコミュニケーションの推進に必要な調整を行う。
第５ 緊急の事態への対処	１ 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定（４月中） 基本的事項に基づき、緊急時における国の対処の在り方等を定める食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。	平成１６年３月１８日に開催された緊急時対応専門調査会第５回会合における審議結果を踏まえ、４月１５日に食品安全関係府省緊急時対応基本要綱を委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、同日に開催された第４１回委員会会合においてこれを報告・公表した。
	２ 食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）の改正（４月中） 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定に伴い、緊急時における委員会の対処の在り方等に関する指針である食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）を改正する。	平成１６年３月１８日に開催された緊急時対応専門調査会第５回会合における審議結果を踏まえ、４月１５日に開催された第４１回委員会会合において、新たな食品安全委員会緊急時対応基本指針を策定し、公表した。
	３ 危害要因別の個別マニュアルの策定（６～７月ごろ以降） 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定後、基本的事項に基づき、緊急の事態の発生の原因となり得る主要な危害要因ごとの個別マニュアルを策定する。 具体的には、緊急時対応専門調査会において、６～７月ごろに、個別マニュアルを策定すべき危害要因の特定及び優先順位付けを行い、その後、順次、当該危害要因ごとに個別マニュアルについて検討し、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。	平成１６年７月１４日に開催された緊急時対応専門調査会第６回会合以降、危害要因別の個別マニュアルに関する検討を開始し、１２月２１日に開催された第８回会合以降、食中毒に係る個別マニュアル案の検討を行っているところである。 今後も引き続き、食中毒に関する個別マニュアル案について検討を進め、１７年４月中に委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定・公表する予定である。
第６ 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	１ 危害情報等のデータベース化等 食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集し、当該情報を効率的に整理・分析・活用するため、委員会が有する食品健康影響評価に関する資料、国の内外における食品事故等の危害情報等をデータベース化するとともに、迅速な検索を可能とする情報処理システムを構築する。 ① 食品安全総合情報システムの仕様書の作成、入札手続（５月ごろ） ② 文献情報及び危害情報データベースの構築（１２月ごろ） ③ 食品安全総合情報システムの運用開始（平成１７年３月ごろ）	委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を平成１６年度からの３年間で構築することとしており、１６年度においては、委員会が有する食品健康影響評価に関する資料や国内外における食品事故等の危害情報等のデータベース化（文献情報及び危害情報データベース）、迅速な検索を可能とするシステムの構築作業を進めている。 具体的な実施状況及び当面の予定は以下のとおりである。 ① 食品安全総合情報システムの仕様書について、平成１６年８月１７日に入札告示、１０月１５日に開札を行い、構築業務の受託業者を決定した。 ② 文献情報及び危害情報データベースについて、構築業務の受託業者とともに構築作業を進めており、１７年３月ごろから運用試験を行うこととしている。 ③ 本システムは、１７年３月末までに完成し、４月からの運用開始を予定しているが、次年度以降も一層の整備を図っていく必要がある。
	２ 国際会議等への参加 コーデックス委員会各部会、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）タスク・フォース	平成１６年度においては、コーデックス委員会各部会、ＯＥＣＤタスク・フォース、ＯＩＥ総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し

	会合、国際獣疫事務局（ＯＩＥ）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。 また、これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の発信に努めることとする。	（平成１７年１月末現在合計１５回）、必要に応じ情報の共有を行った。 今後も引き続き、これら国際会議等に委員等を派遣し、必要に応じ、情報の共有及び発信に努めることとする。
第７ 食品の安全性の確保に関する調査	以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、６月ごろまでに、平成１６年度に実施すべき調査課題を選定する。 なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。 ① 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査 ② 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集 ③ リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査 ④ 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積 ⑤ 食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法を策定するための国内外の有識者等からの意見聴取及び海外の事例等の収集・分析	左記の各分野ごとに調査課題を選定し、平成１６年度中の調査結果の取りまとめに向けて調査を実施しているところである。